

# パートナーシップ宣誓証明制度 府内自治体間連携がはじまります

大阪府では、性的マイノリティ当事者の方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を公に証明する「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」を実施しています。

今回、府内で同様の制度を実施している8市と連携し、府内での転居時に必要となる手続きを簡素化します！

連携により、転出した自治体への宣誓書受領証の返還手続や、転入した自治体で再度の宣誓、現に婚姻していないことを証明する書類（独身証明書等）の提出が不要となり、より利用しやすい制度になります。

手続きの詳細については、転入した自治体へお問い合わせください。連絡先は裏面に記載しています。

## 連携開始日

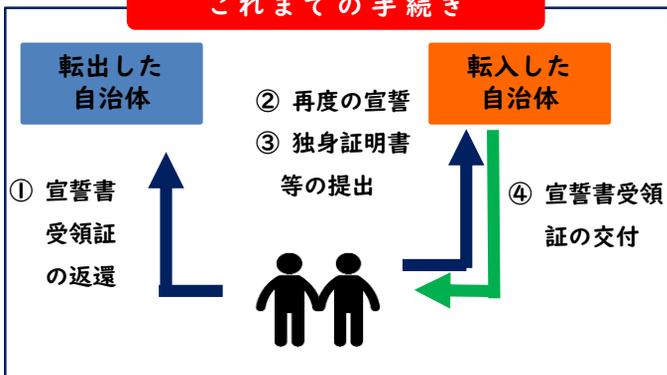
### 令和4年9月1日（木）

## 連携市

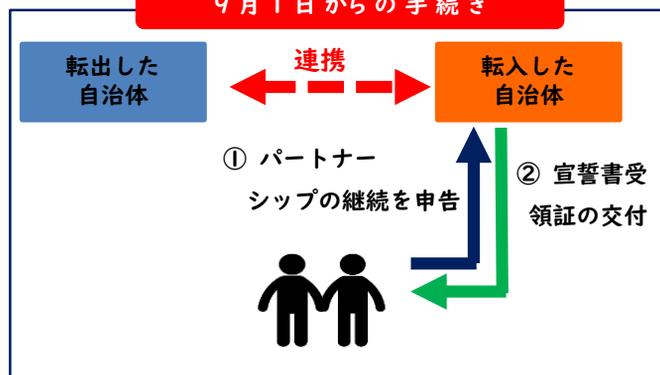
大阪府、大阪市、堺市、貝塚市、枚方市、茨木市、富田林市、大東市、交野市



### これまでの手続き



### 9月1日からの手続き



手続きの詳細については、裏面に記載している転入した自治体へお問い合わせください。

# 【お問合せ先】

	担当先	連絡先
大阪府	人権局 人権企画課 教育・啓発グループ	06-6210-9281
大阪市	人権啓発・相談センター	06-6532-7631
堺市	市民人権局 人権部 人権企画調整課	072-228-7159
貝塚市	都市政策部 人権政策課	072-433-7160
枚方市	市長公室 人権政策室	072-841-1424
茨木市	市民文化部 人権・男女共生課	072-620-1640
富田林市	市民人権部 人権・市民協働課	0721-25-1000
大東市	市民生活部 人権室	072-800-3255
交野市	人権と暮らしの相談課	072-817-0997



<大阪府の宣誓書受領証>

大阪府では、制度を設けていない府内自治体に居住している当事者を対象にパートナーシップ宣誓を証明しています。

## 大阪府パートナーシップ宣誓証明制度

大阪府では、性の多様性が尊重され、全ての人自分らしく生きることができる社会の実現をめざし、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」を令和元年10月に施行し、性の多様性に関する理解の増進に向けた取組を進めています。

この施策の一環として、お互いを人生のパートナーとする宣誓を行った事実を大阪府として証明することにより、性的マイノリティ当事者が社会において自分らしく生きることを支援することを目的として、令和2年1月からパートナーシップ宣誓証明制度を開始しました。

